

平成 30 年度 第 3 回 市政アンケート

市政アンケートは、市内に居住する満 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出して、年度内に 5 回実施するものです。

■調査期間

平成 30 年 10 月 2 日（火曜日）から 平成 30 年 10 月 16 日（火曜日）まで

■調査方法

- (1) 対 象 市内に居住する満 18 歳以上の市民（外国人を含む）
- (2) 標 本 数 2,000 人
- (3) 抽 出 法 住民基本台帳をフレームとする無作為抽出(※)
- (4) 調査方法 郵送法
- (5) 回 収 率 調査標本数 2,000 人に対して
有効回収数 940 人（有効回収率 47.0%）
- (6) 質 問 数 27 問

※ 母集団から標本を抽出する手法の一つで、今回は、母集団（市内に居住する満 18 歳以上の市民）から、区の人口比率に応じて無作為に標本（2,000 人）を抽出しました。

■アンケートテーマ

- (1) 空き家について
- (2) なごやの子どもの育成について
- (3) なごやの子どもの権利について

■その他

パーセントについては、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。このため、合計が 100%にならないこともあります。

■問い合わせ先

調査テーマに関すること

- ・「空き家について」 市民経済局地域振興課 電話番号:052-972-3126
- ・「なごやの子どもの育成について」
子ども青少年局企画経理課 電話番号:052-972-3023
- ・「なごやの子どもの権利について」
子ども青少年局子ども未来企画室 電話番号:052-972-3026

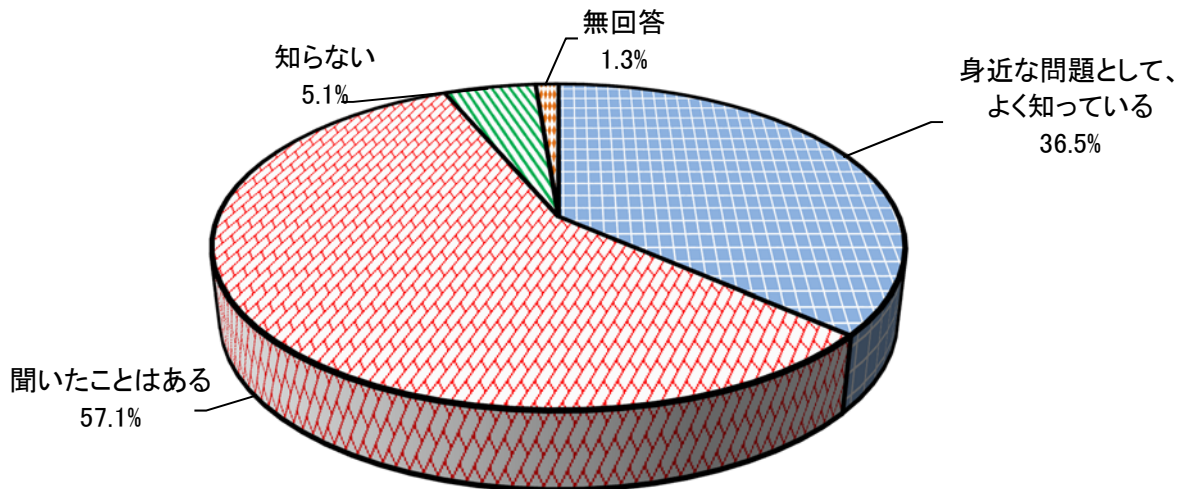
調査概要に関すること 市民経済局広聴課 電話番号:052-972-3140

①空き家について

近年、修繕や除草など、適切な管理が行き届かず、周辺に危険や悪影響を及ぼす空き家の存在が大きな問題となっています。こうした状況から、本市では、平成26年4月に「名古屋市空家等対策の推進に関する条例」を施行したほか、国も「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成27年5月に全面施行しました。

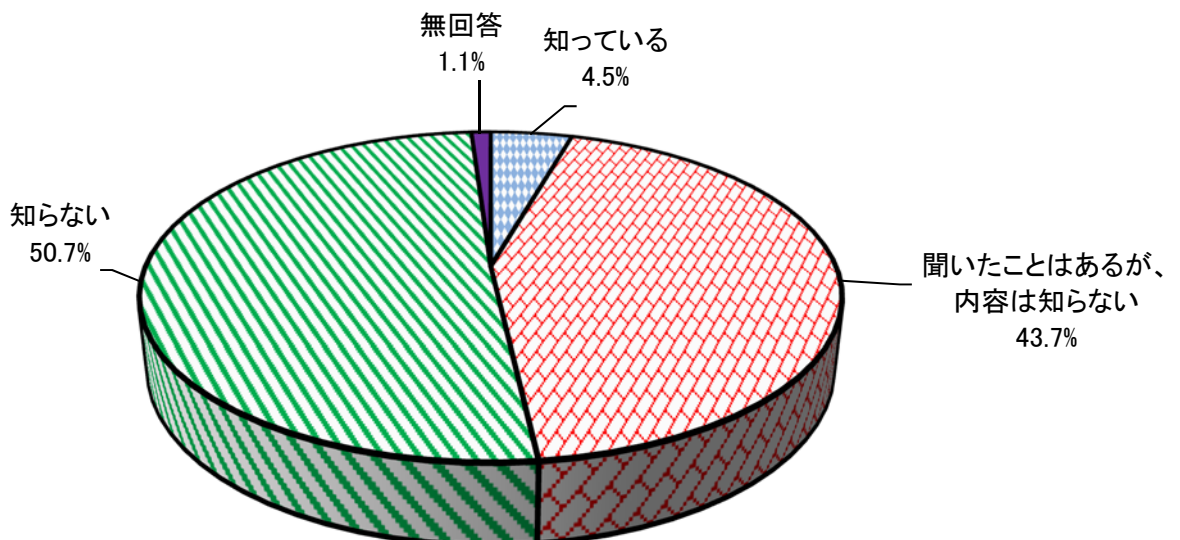
今回のアンケートは、空き家問題に関する意識や考え方などを市民の皆さまにおたずねし、今後の施策の参考とさせていただくものです。

問1 あなたは、適切に管理されていない空き家が全国的に問題となっていることを知っていますか。(〇は1つだけ) n=940



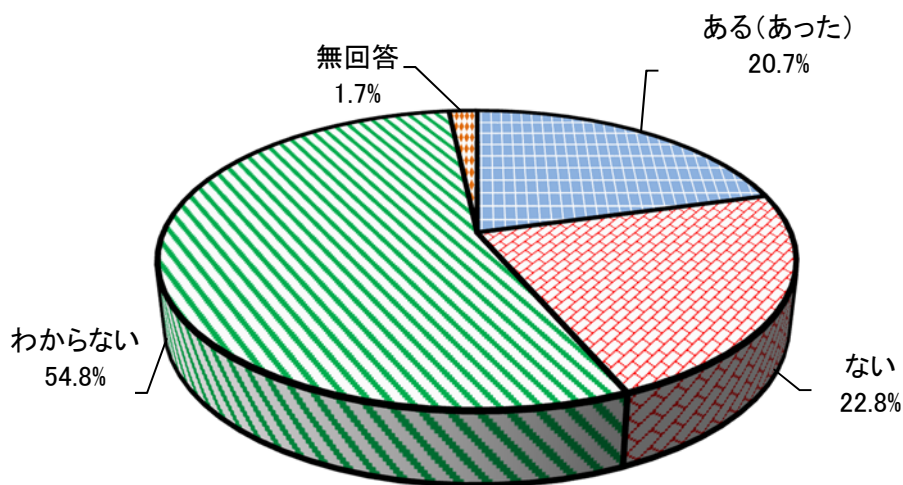
問2 あなたは、「名古屋市空家等対策の推進に関する条例」や「空家等対策の推進に関する特別措置法」など、空き家に関する法令について知っていますか。(〇は1つだけ)

n=940



問3 あなたの住んでいる地域に、適切に管理されていない空き家がありますか。(〇は1つだけ)

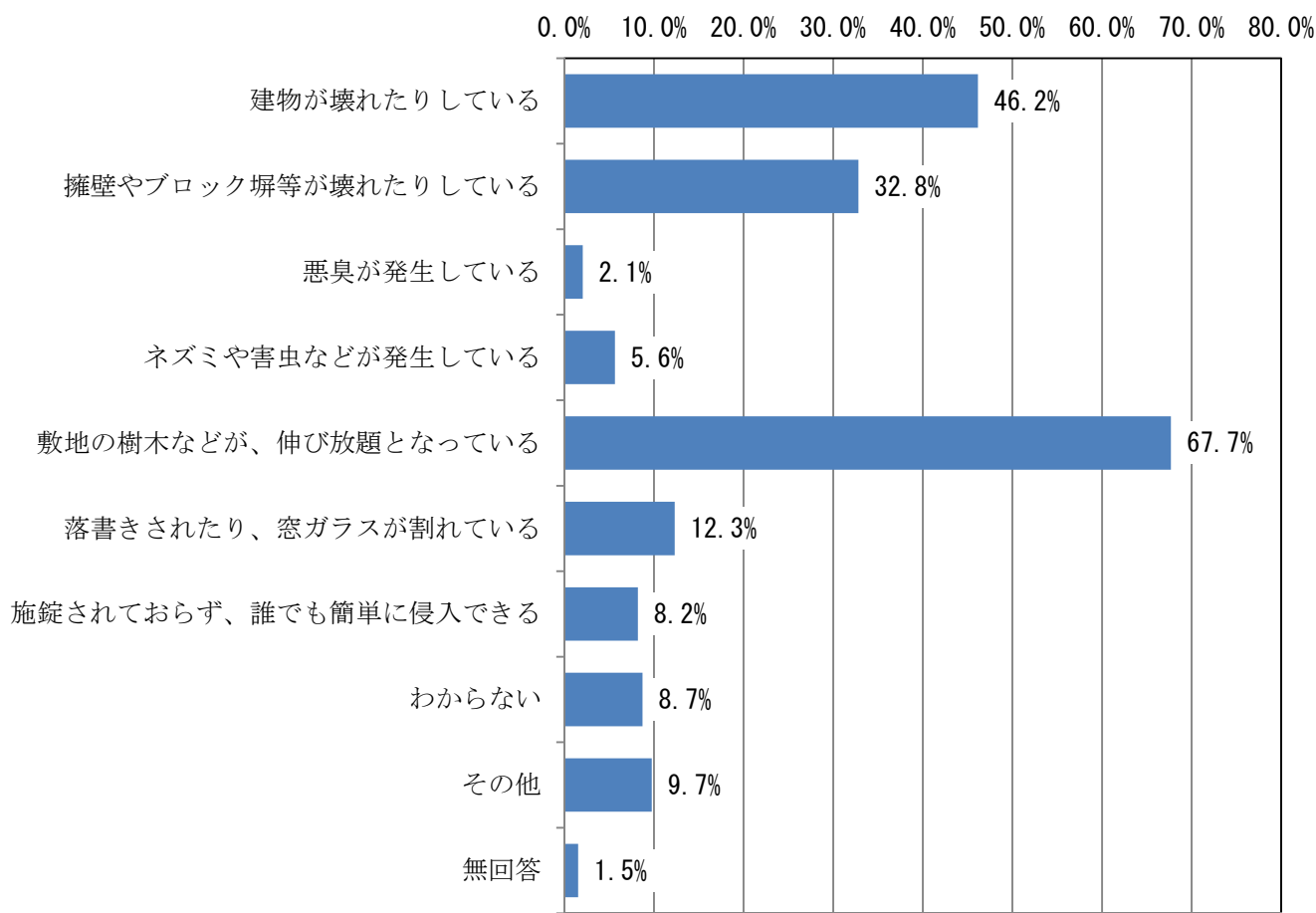
n=940



《問3で1と答えた方(「ある(あった)」と答えた方)におたずねします。》

問4 あなたの住んでいる地域にある(あった)適切に管理されていない空き家の状態は主にどのようなものですか。(〇は3つまで)

n=195

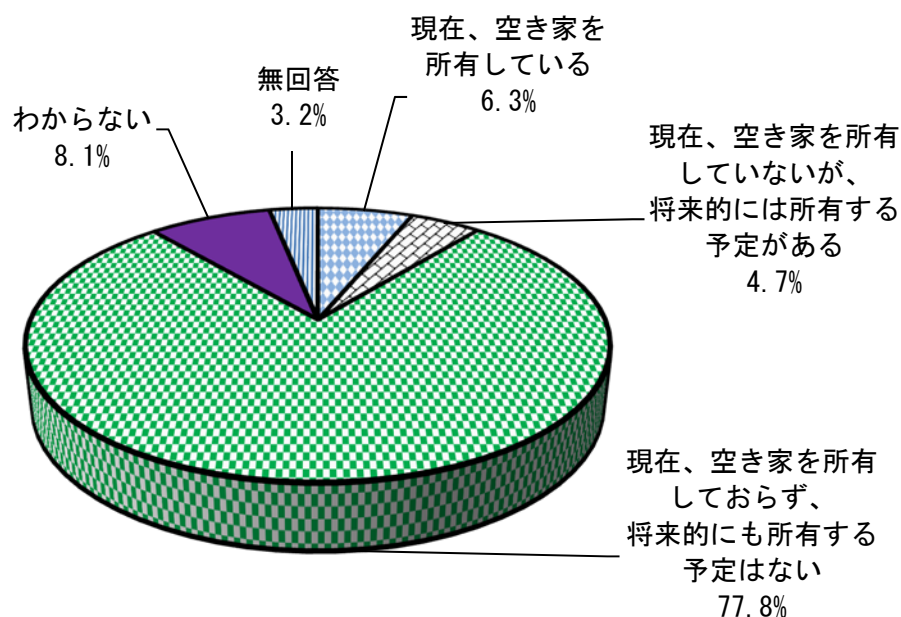


《すべての方におたずねします。》

問5 あなた又はあなたのご家族は、空き家（※）を所有していますか。（○は1つだけ）

※賃貸用住宅の空室は除く

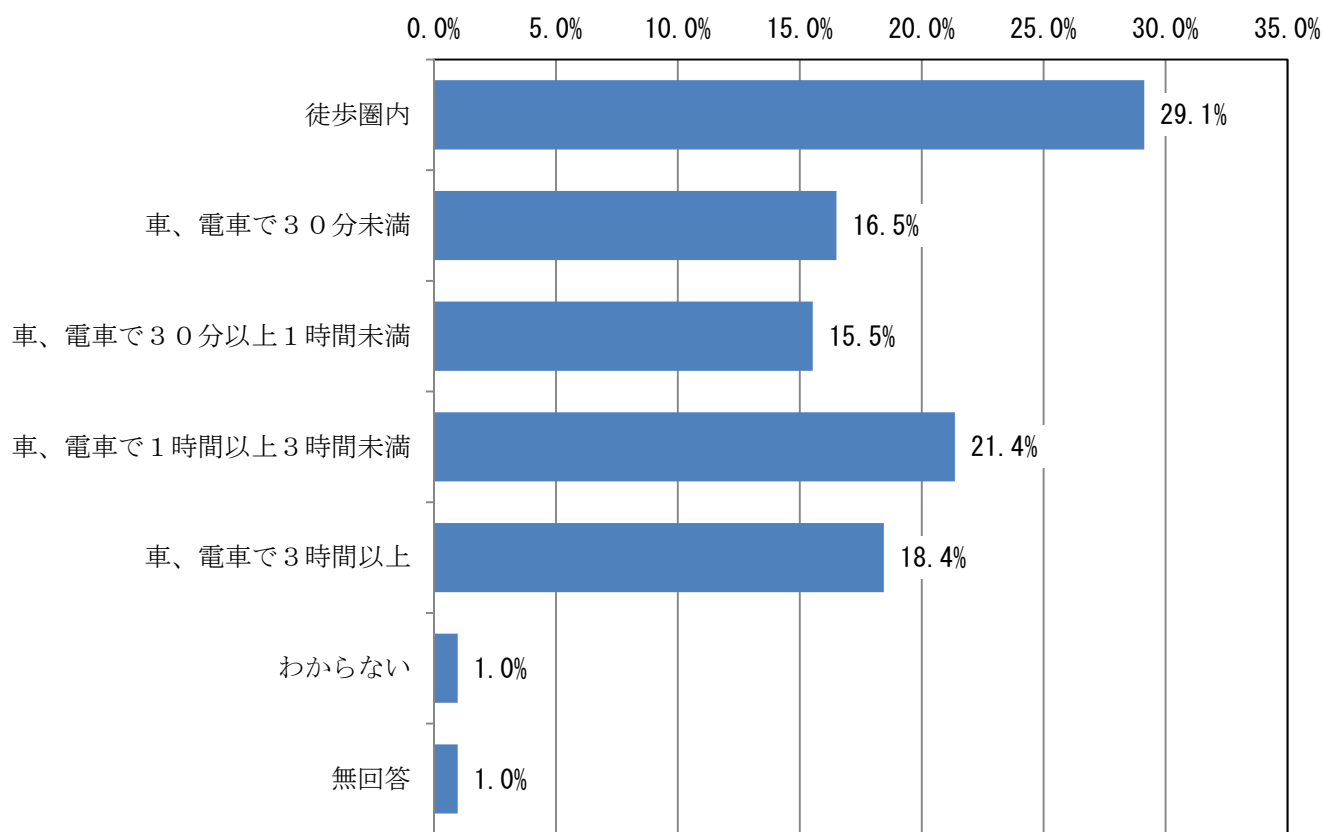
n=940



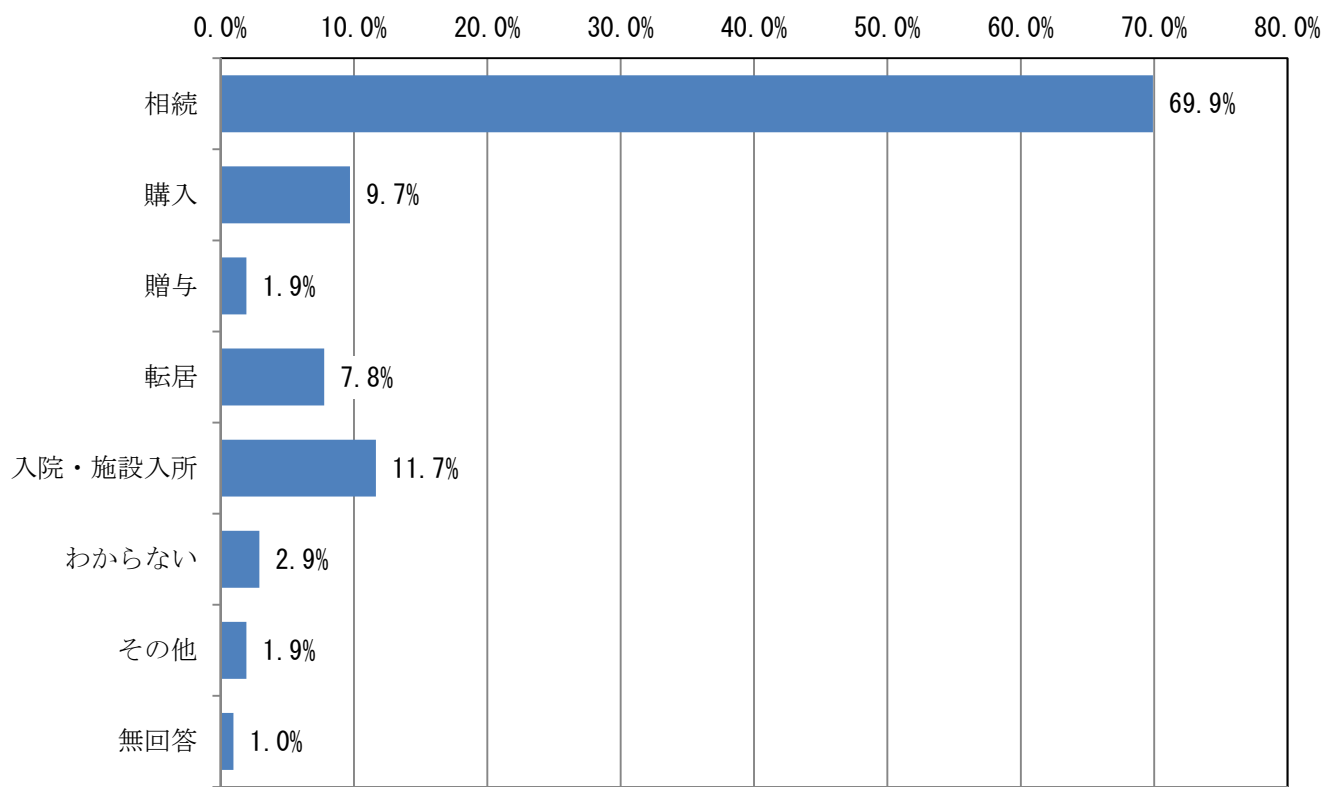
《問5で1～2と答えた方（「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する予定がある」と答えた方）におたずねします。》

問6 あなた又はあなたのご家族が所有している（またはその予定がある）空き家へ行くには、どのくらいですか。（○はいくつでも）

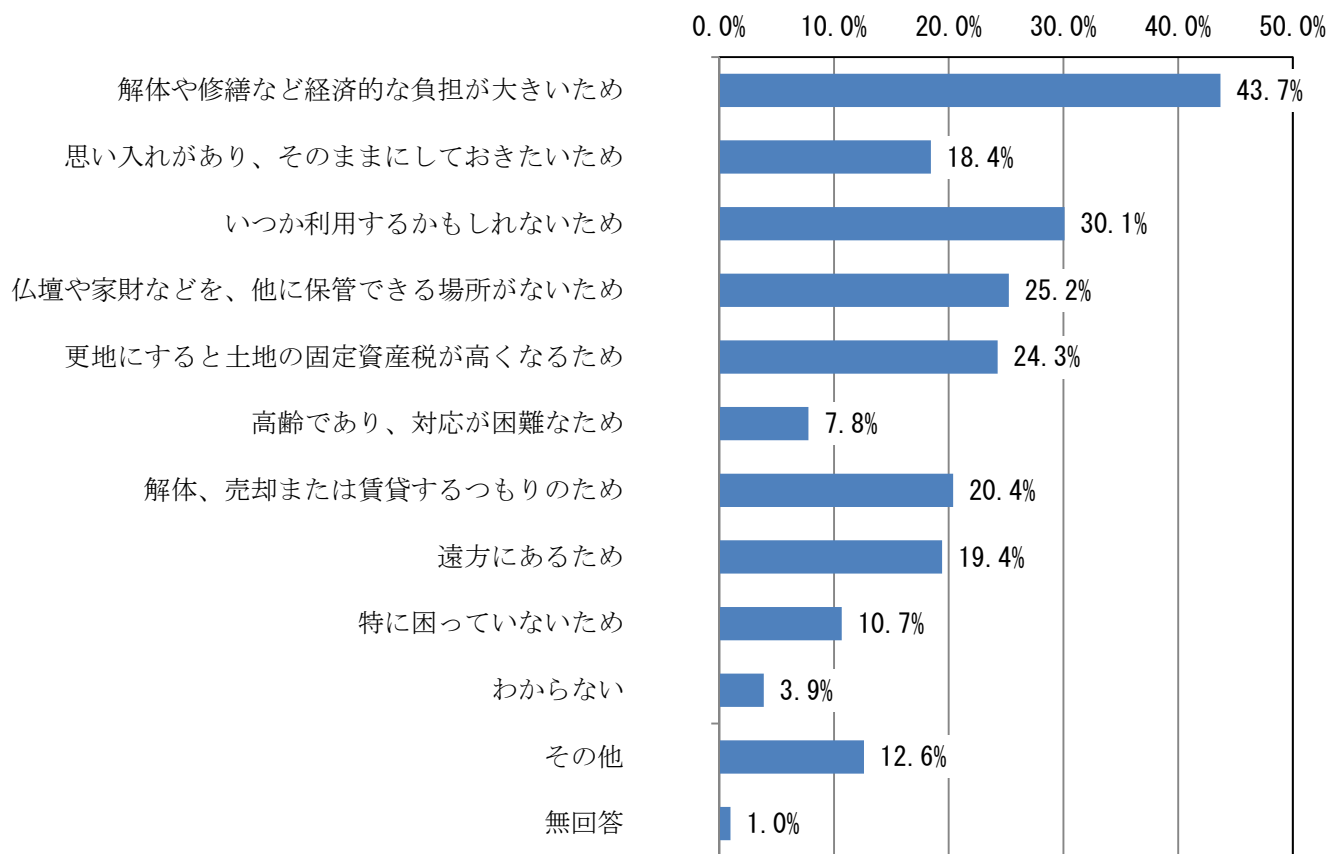
n=103



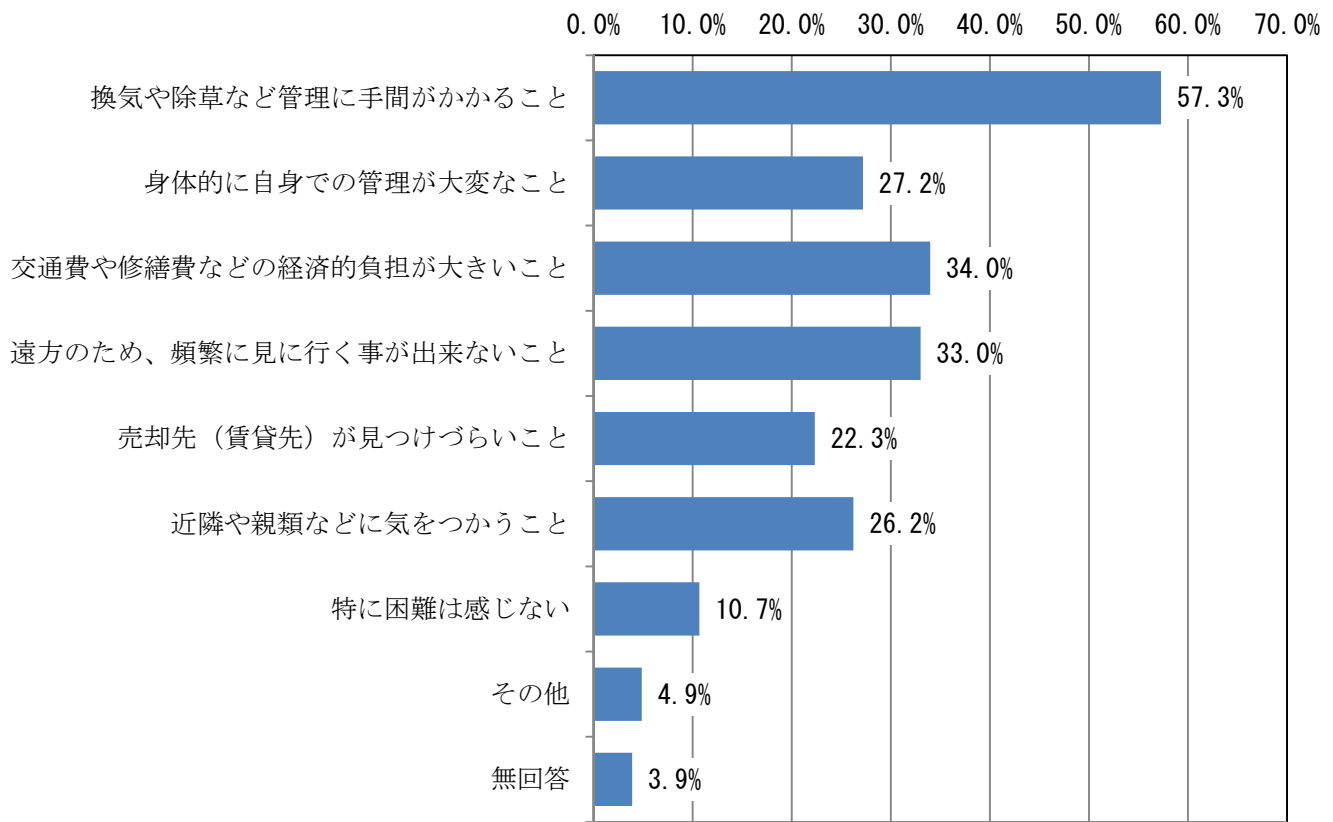
問7 あなた又はあなたのご家族が空き家を所有（予定も含む）することになった理由はどのようなものですか。（〇はいくつでも） n=103



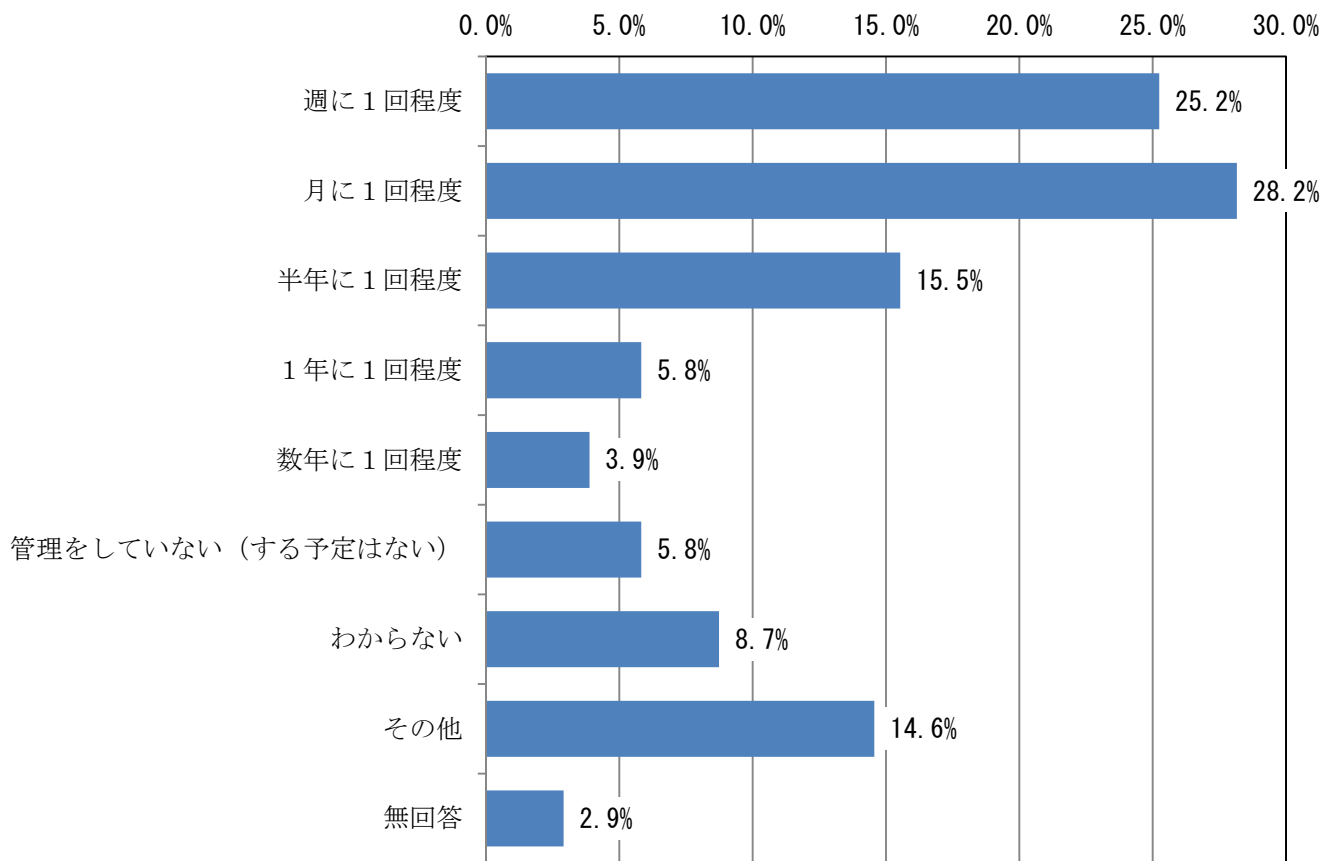
問8 あなた又はあなたのご家族が、所有する（予定も含む）空き家を残しておく理由は何ですか。（〇はいくつでも） n=103



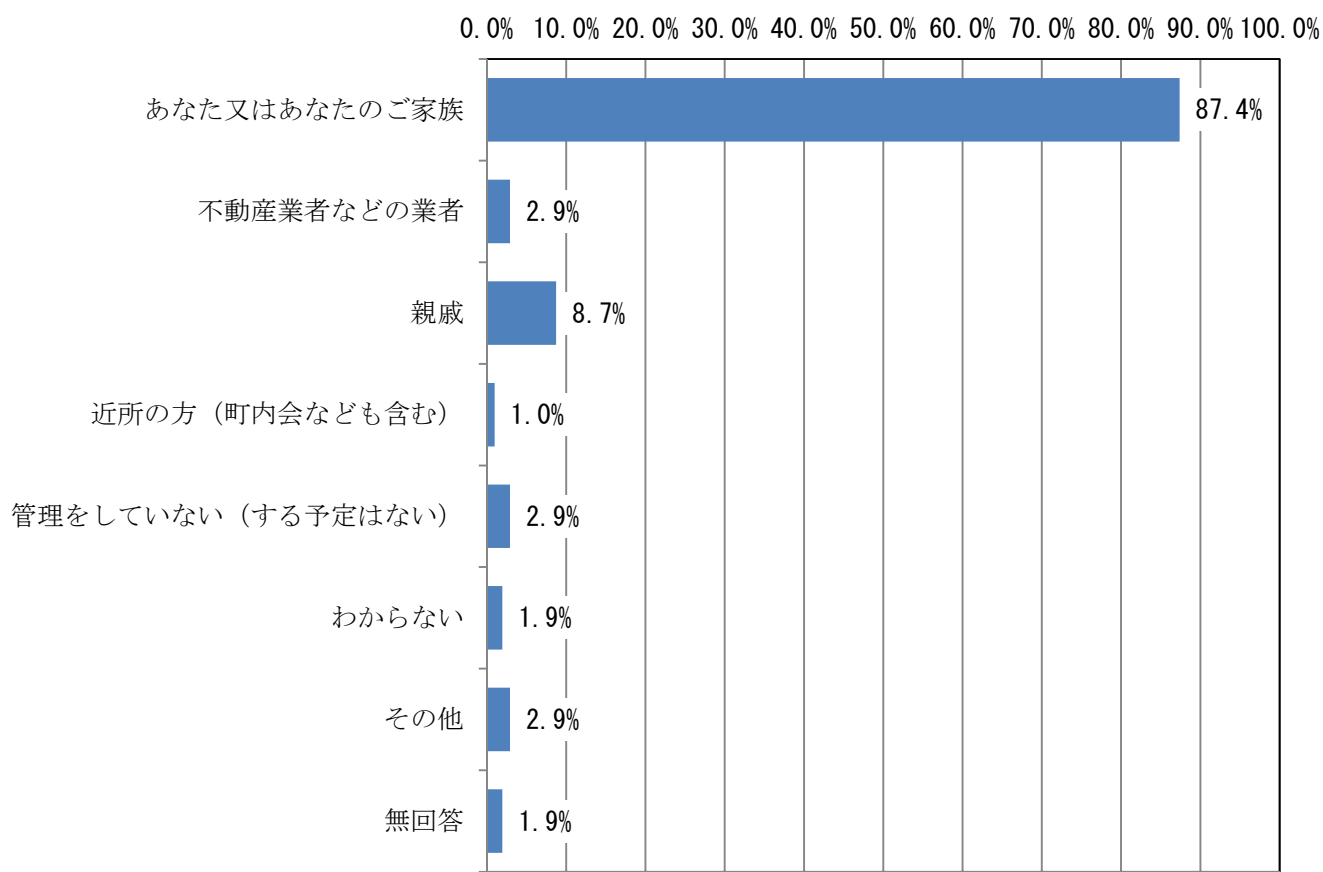
問9 あなたは、空き家を適切に管理していくにあたり、困難に感じることはありますか。
 (〇はいくつでも) n=103



問10 あなた又はあなたのご家族は、所有する（予定も含む）空き家をどの程度の頻度で管理していますか。(〇はいくつでも) n=103

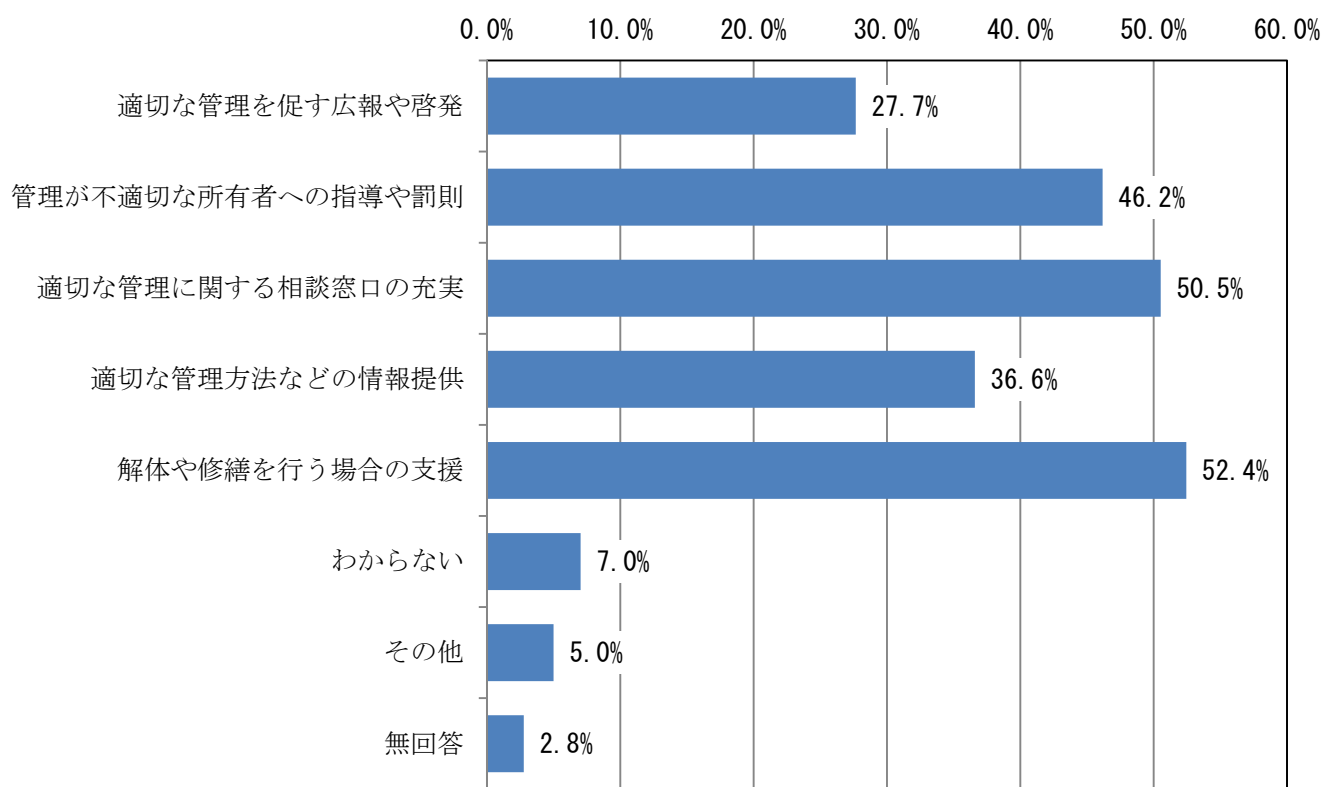


問 11 あなた又はあなたのご家族が所有する（予定も含む）空き家を管理（予定も含む）しているのはどなたですか。（○はいくつでも） n=103



《すべての方におたずねします。》

問 12 あなたは、空き家の所有者のために、行政としてどのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで） n=940

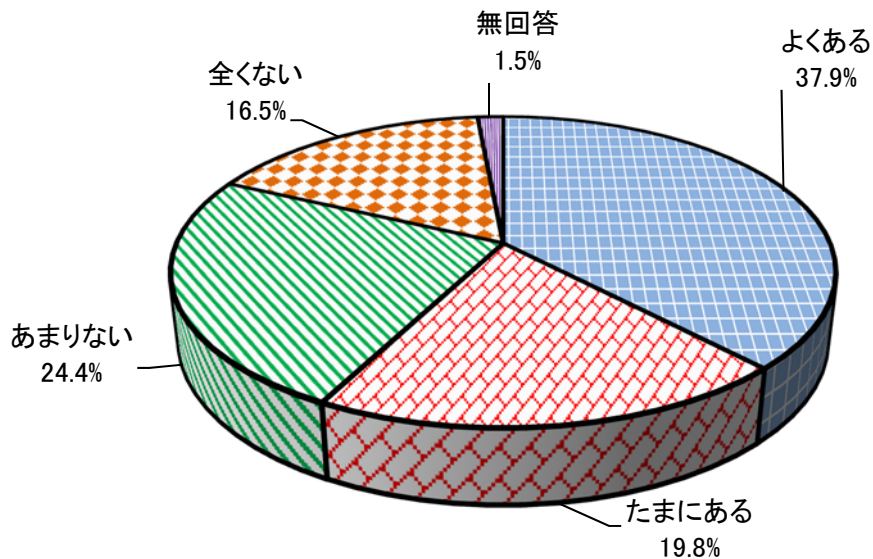


②なごやの子どもの育成について

このアンケートは、子どもや子育てについて、市民の皆さまがどのようなお考えをお持ちかをおたずねし、今後の子どもに関する施策推進・計画策定の参考にさせていただくものです。

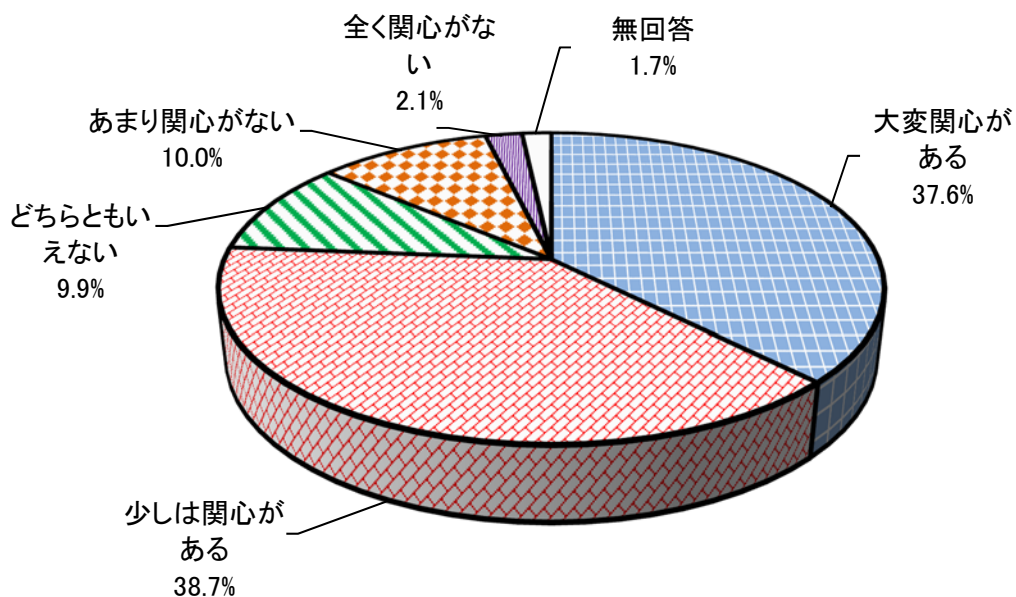
問 13 あなたは、普段子どもと接する機会がありますか。（〇は1つだけ）

n=940

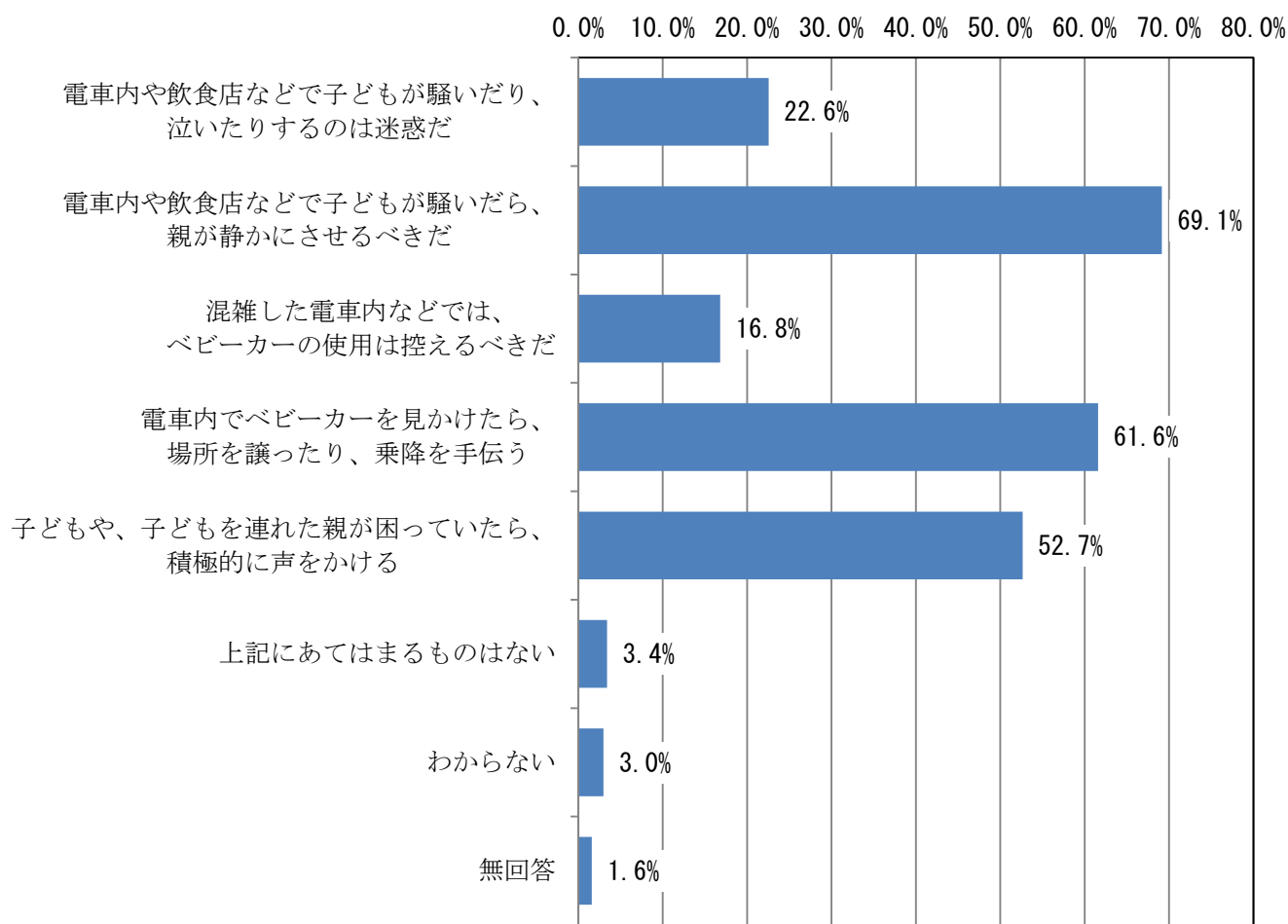


問 14 あなたは、子どもを取り巻く環境に関心がありますか。（〇は1つだけ）

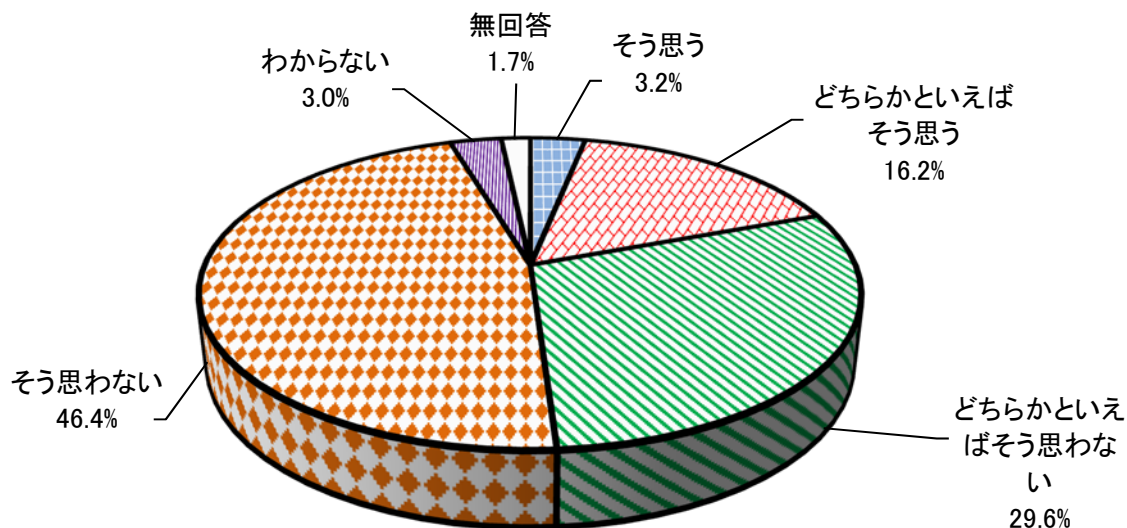
n=940



問 15 子どもや子育て家庭に対するあなたの考え方や行動で、下記の事項のうちあてはまるものはどれですか。(○はいくつでも) n=940

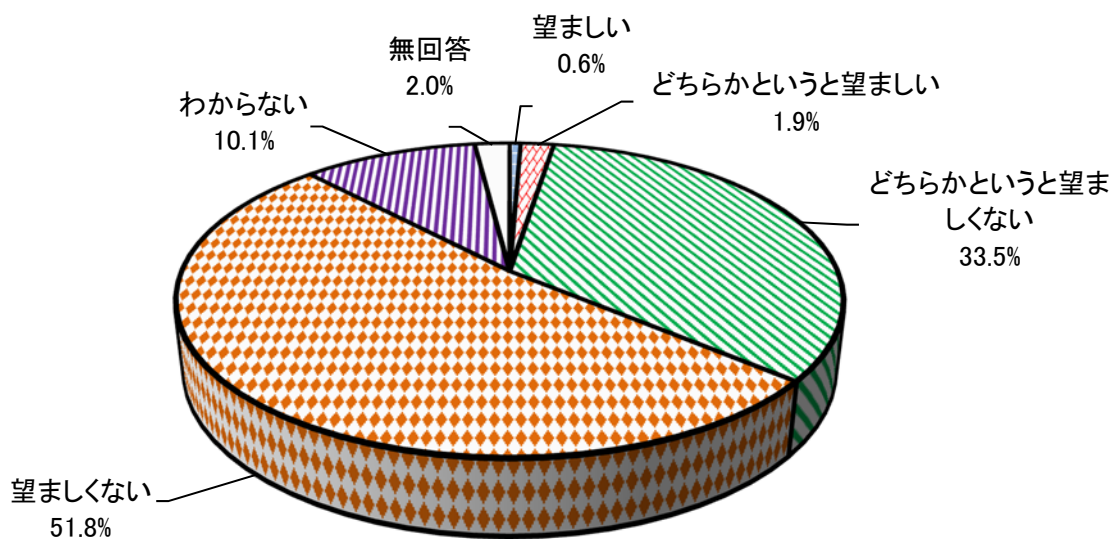


問 16 「子どもの声は騒音である」という意見がありますが、あなたは、この意見に対してどのように思いますか。(○は1つだけ) n=940



問 17 近年、少子化が進んでいますが、あなたは、子どもの数が減っていることについてどのように思いますか。(〇は1つだけ)

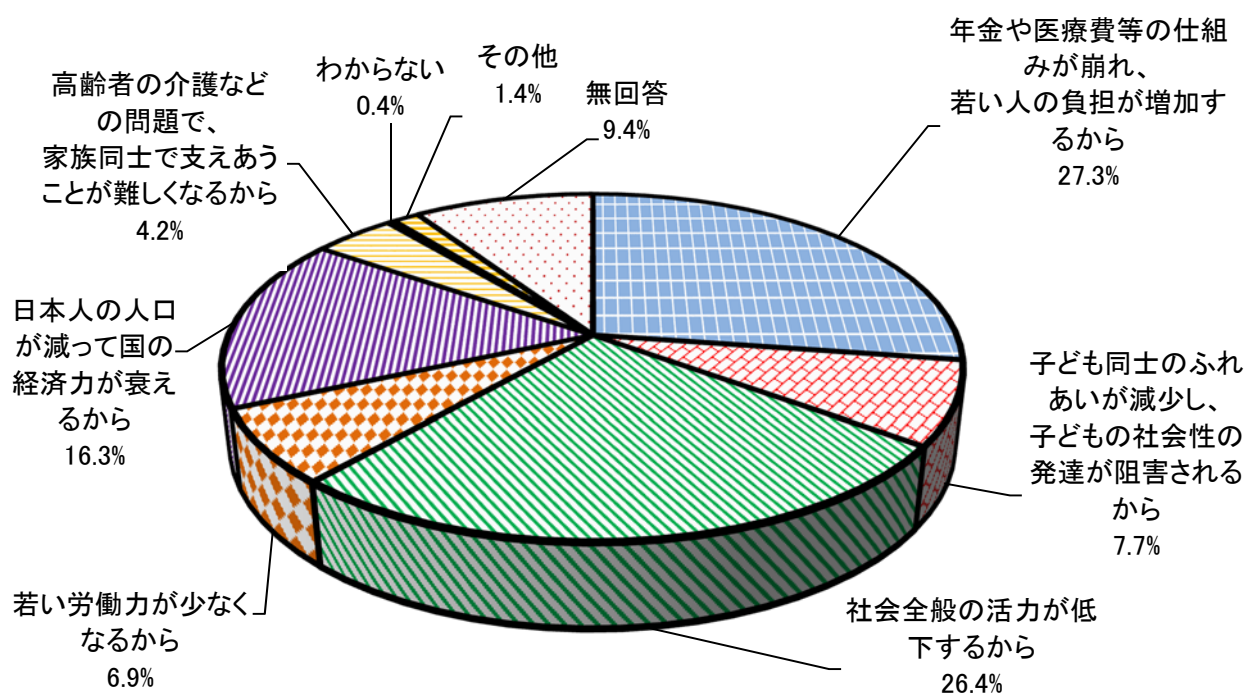
n=940



《問 17 で3または4 (「どちらかという望ましくない」「望ましくない」と答えた方)におたずねします。》

問 18 あなたが望ましくないと思う理由は何ですか。(〇は1つだけ)

n=802

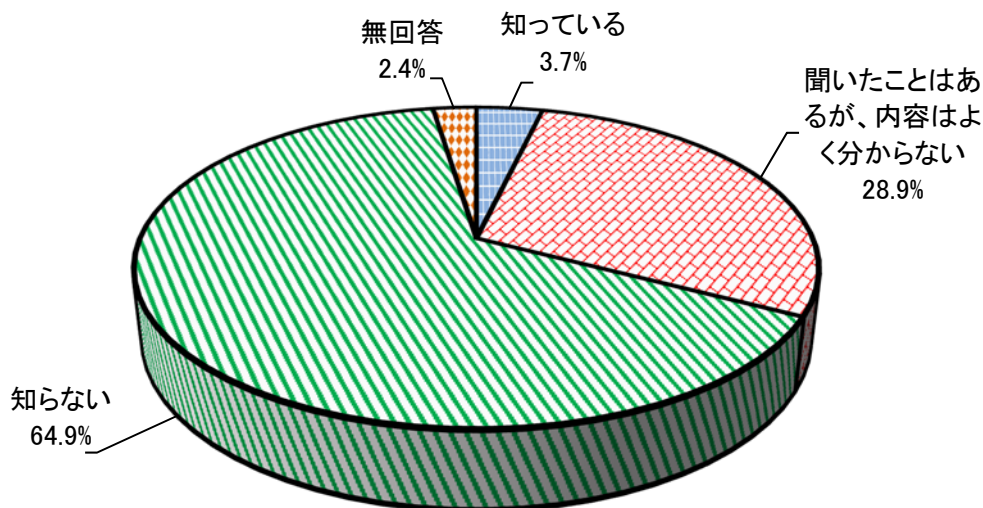


《すべての方におたずねします。》

名古屋市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指す「なごや子ども条例」に基づき子ども・子育て支援の施策を進めています。

この条例では、子どもの権利とその権利を保障するための、市、保護者、学校等関係者、事業者、地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めています。

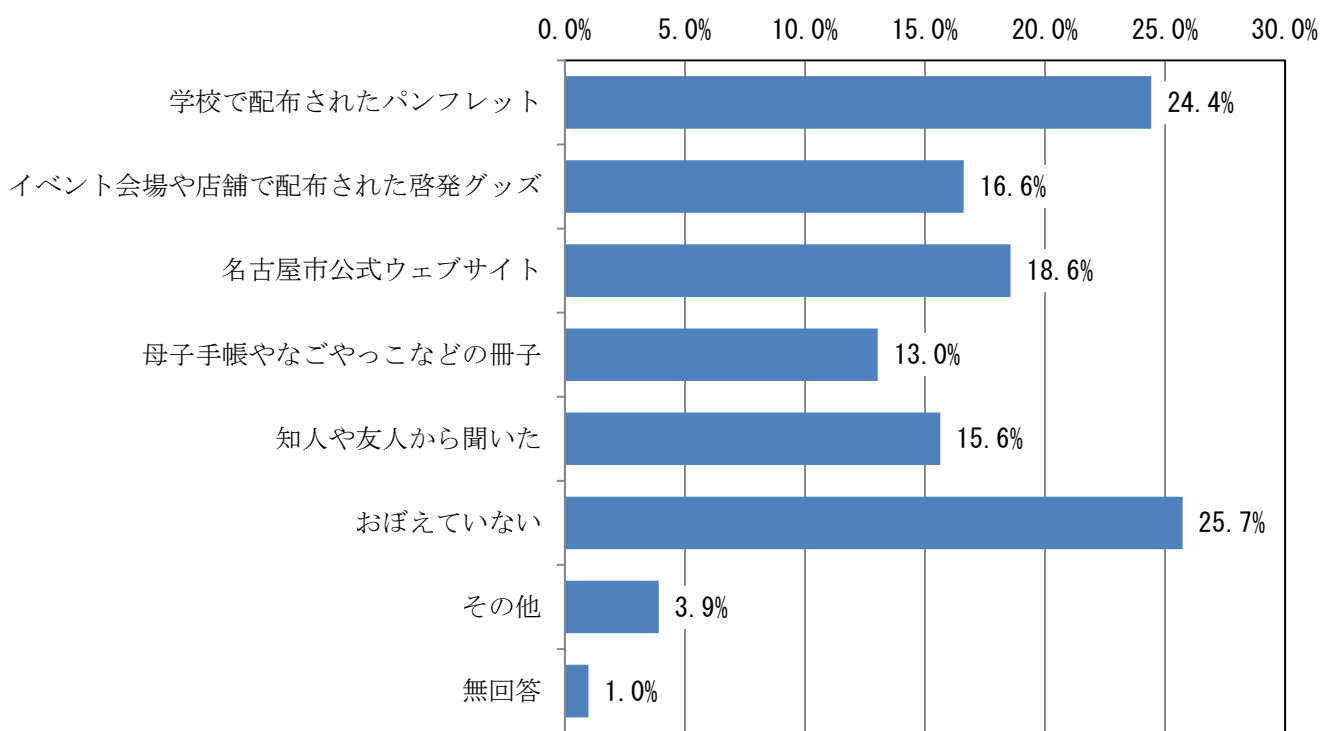
問 19 あなたは、「なごや子ども条例」を知っていますか。(○は1つだけ) n=940



《問 19 で 1 または 2 (「知っている」「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」と答えた方)におたずねします。》

問 20 あなたは、「なごや子ども条例」をどこで知りましたか。(○はいくつでも)

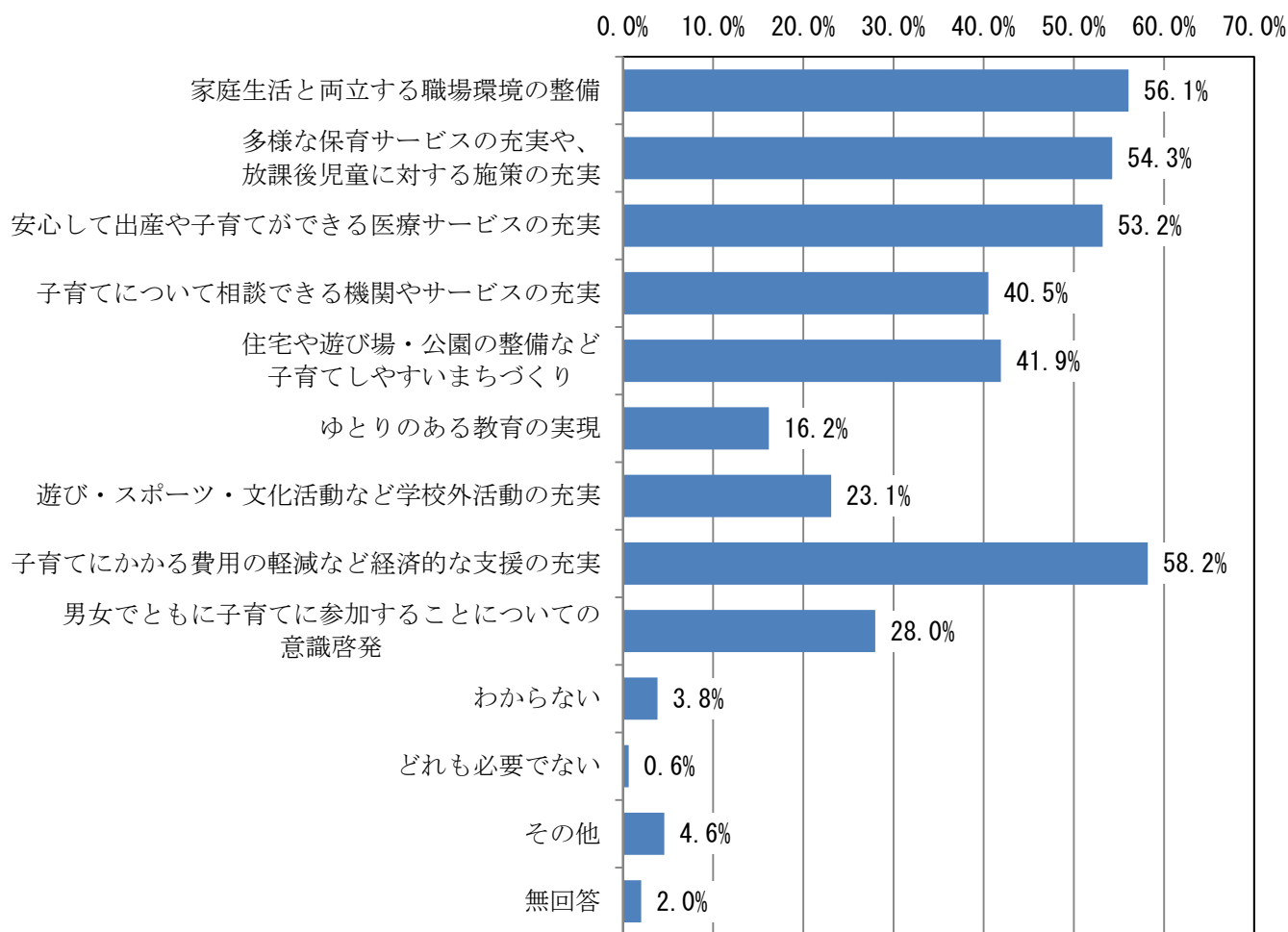
n=307



《すべての方におたずねします。》

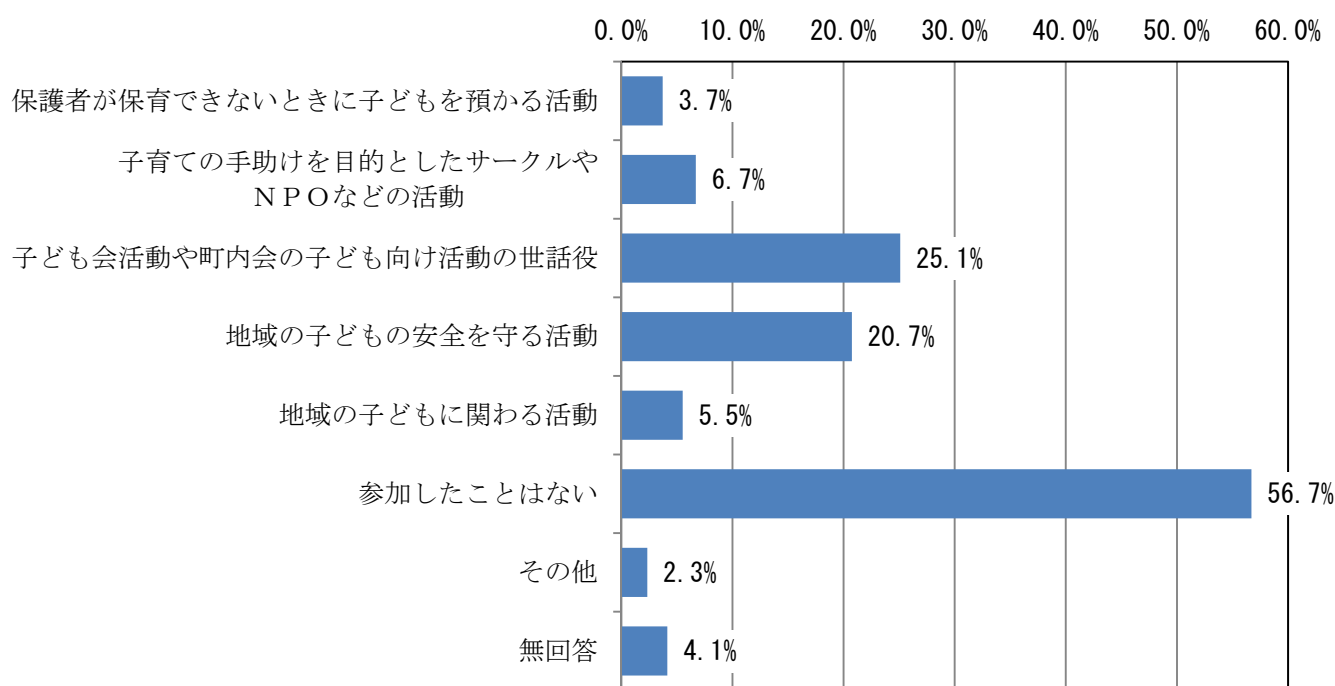
問 21 子育てしやすい社会を実現するために、名古屋市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(〇はいくつでも)

n=940



問 22 地域住民が行う子育てに関わる活動のうち、あなたがこれまで参加したことがあるものに〇をつけてください。(〇はいくつでも)

n=940



③なごやの子ども権利について

名古屋市では、お子さんが安心していきいきと生活できることを願って、子どもの権利条約の理念に基づき、平成20年度に「なごや子ども条例」をつくり、さまざまな取り組みをしています。

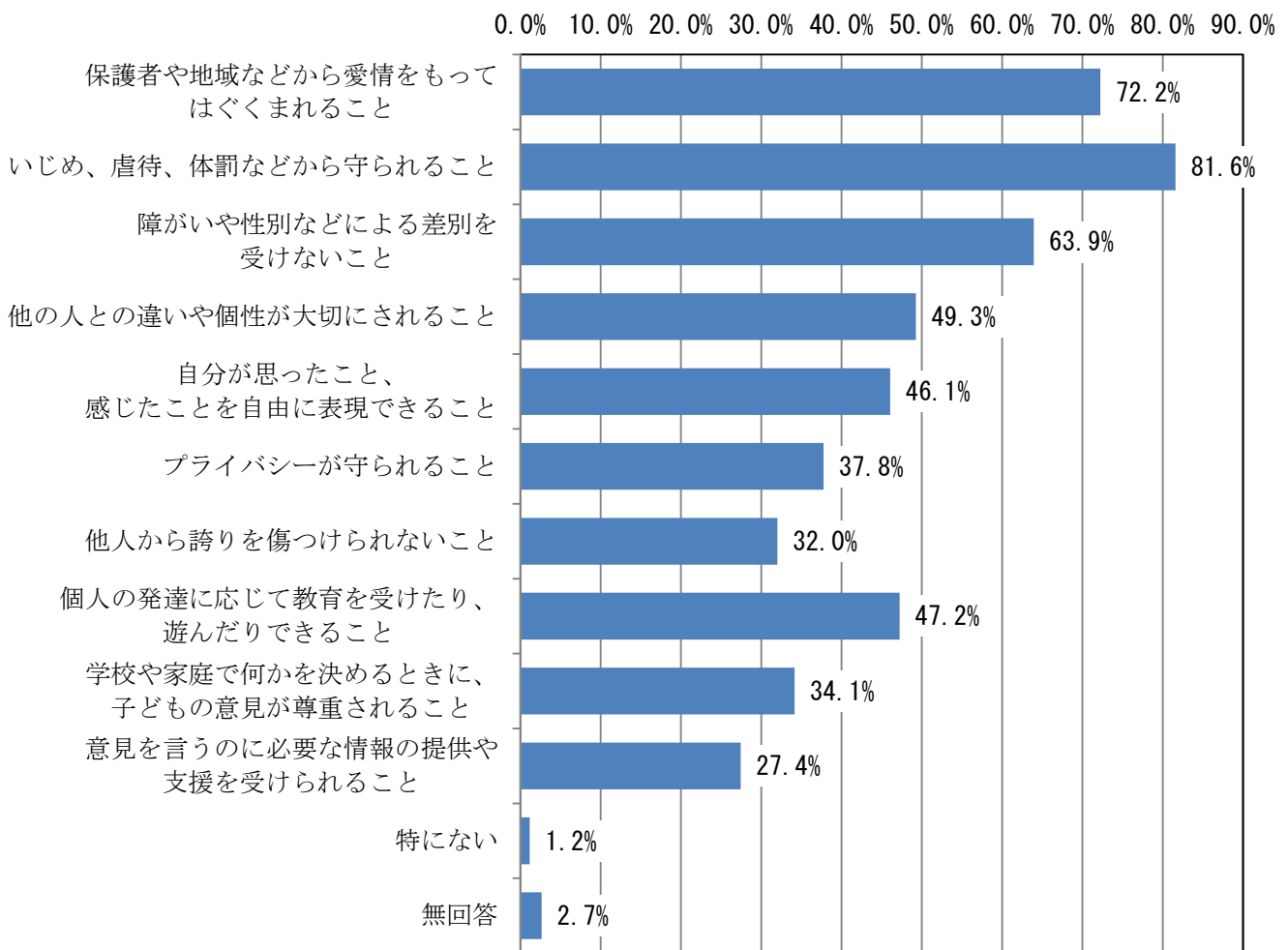
このアンケートで、子どもの権利に関する市民の皆さまのお考えなどをおたずねし、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

<子どもの権利について>

子どもが健やかに成長発達していく上で必要な権利を保障するため、名古屋の子ども現状を踏まえ、特に大切にされるべき権利として、なごや子ども条例に「安全に安心して生きる権利」、「一人一人が尊重される権利」、「豊かに育つ権利」、「主体的に参加する権利」の4つの子どもの権利を掲げています。

問 23 4つの権利の主な内容として、なごや子ども条例に書かれている次の1～11のうち、あなたが子どもにとって大切だと思うものはどれですか。（〇はいくつでも）

n=940



<子どもの権利擁護機関について>

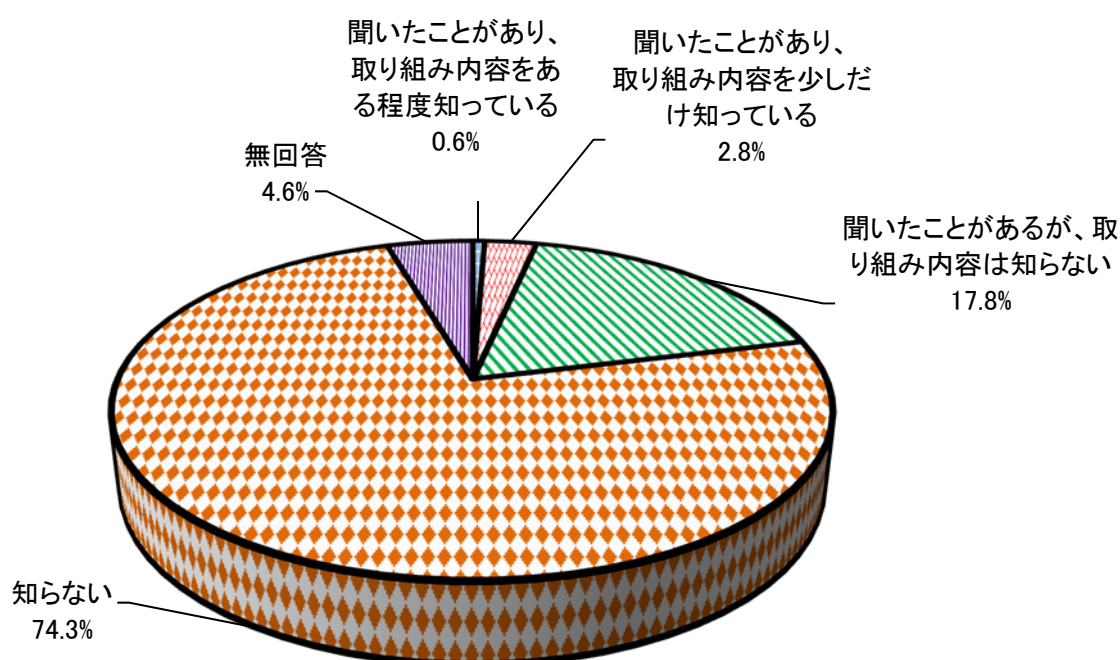
子どもの権利擁護機関

いじめなどの子どもの権利侵害について、救済を行うために設置された公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。子どもなどからの相談を受け、支援したり、学校等子どもの関係機関に対して、調査等を行いながら、協力や改善を求めたりする機関で、以下の5都市を始め30余りの自治体で設置されています。

- 川西市子どもの人権オンブズパーソン
- 埼玉県子どもの権利擁護委員会
- 多治見市子どもの権利相談室
- とよた子どもの権利相談室
- 札幌市子どもの権利救済機関

問 24 あなたは、「子どもの権利擁護（権利救済）機関（子どもの人権オンブズパーソンなど）」の取り組みについて、知っていますか。（○は1つだけ）

n=940

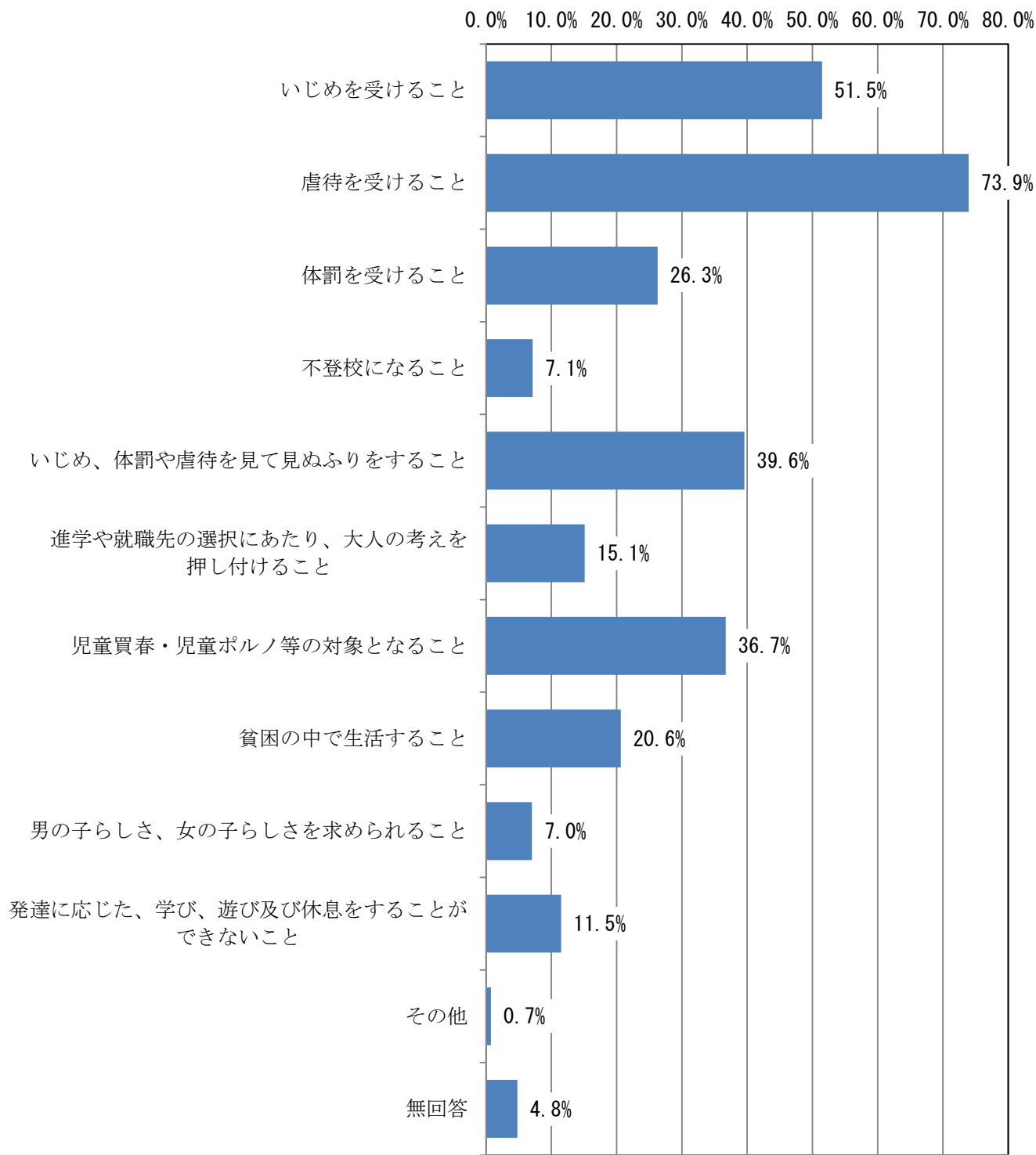


<子どもの人権侵害について>

問 25 あなたが、子どもに関して、人権上問題があると思うものはどれですか。

(○は3つまで)

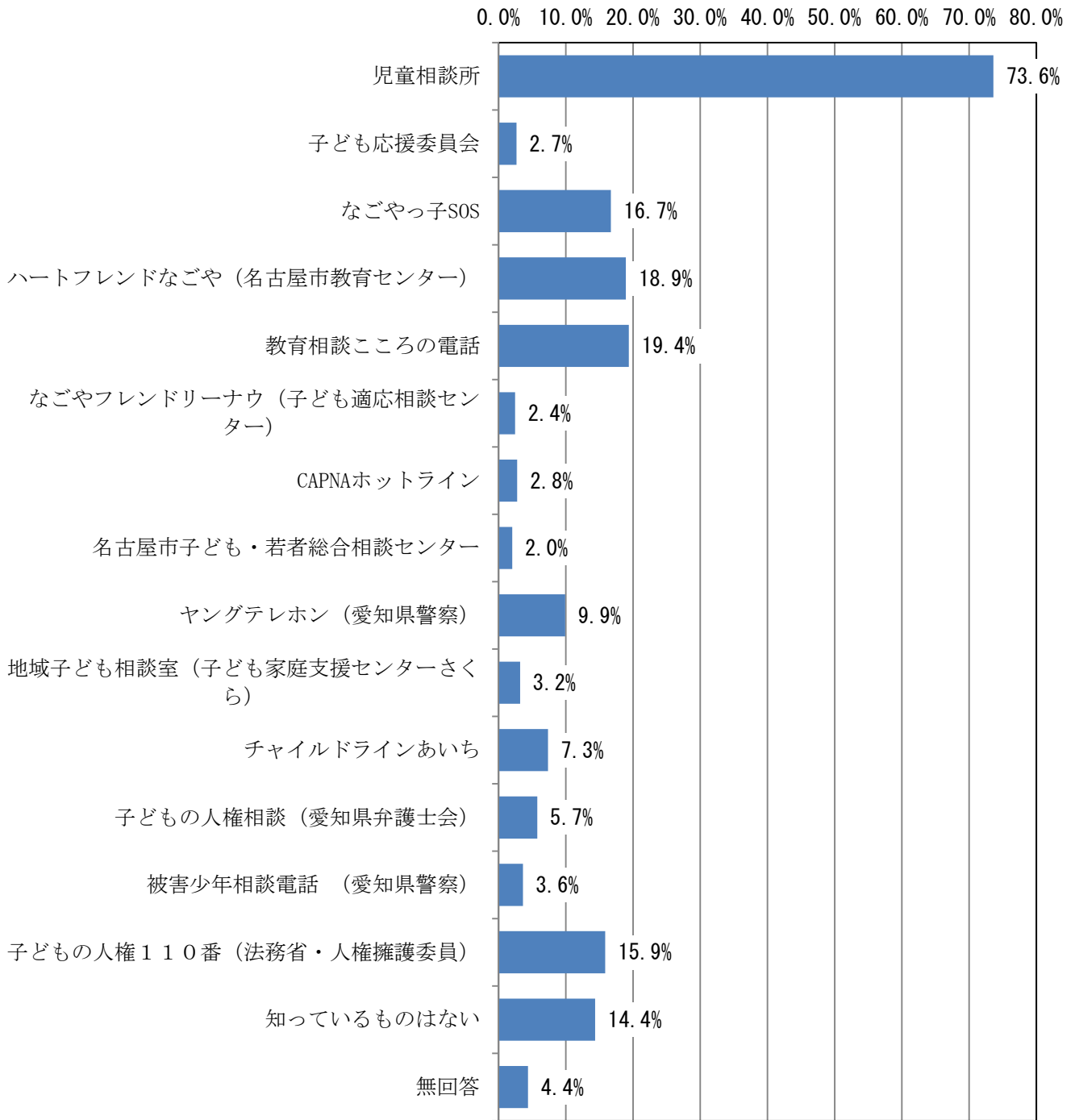
n=940



<子どもに関する相談機関について>

問 26 名古屋市には、子どもに関して悩んだり困ったりしたとき、面談や電話、メールなどで話を聞いてくれるところがあります。あなたの知っているものはどれですか。
(〇はいくつでも)

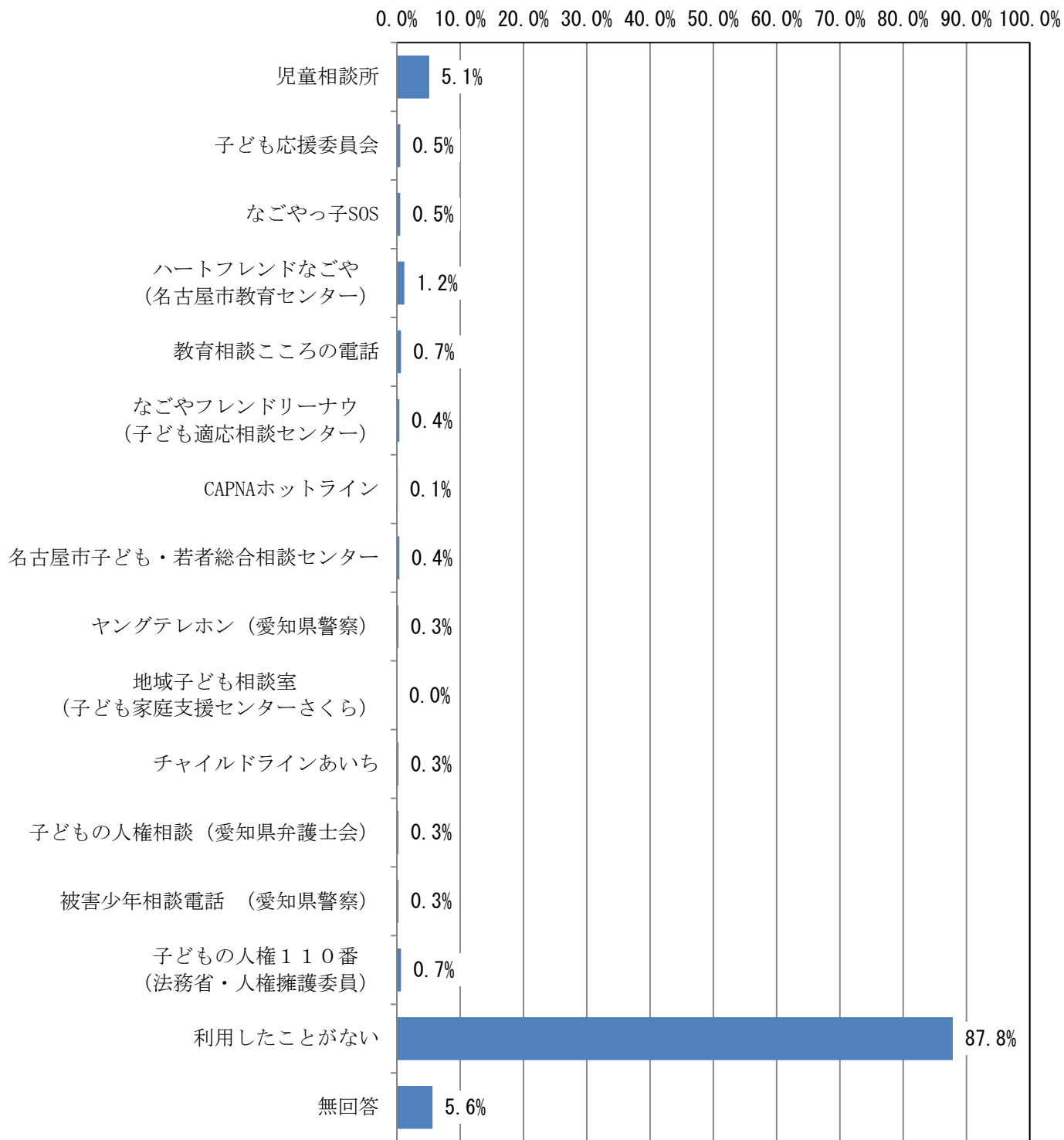
n = 940



《問 26 で 1～14（知っているものがある）と答えた方におたずねします》

問 27 あなたが利用したことがあるものはどれですか。（○はいくつでも）

n=764



■ 標本構成

F 1 あなたの性別は

	全体	男性	女性	無回答
%	100.0%	42.1%	57.6%	0.3%
回答者数	940	396	541	3

F 2 あなたの年代は

	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
%	100.0%	1.8%	6.6%	11.7%	15.9%	18.0%	21.7%	24.1%	0.2%
回答者数	940	17	62	110	149	169	204	227	2

F 3 あなたのご職業は何ですか

	全体	会社員・ 公務員 (フルタイム)	自営・ 自由業	アルバイト・ パート(派遣 も含む)	家事 専業	学生	無職 (定年後 も含む)	その他	無回答
%	100.0%	31.2%	7.6%	18.2%	15.0%	3.5%	20.6%	3.3%	0.6%
回答者数	940	293	71	171	141	33	194	31	6

F 4 お住まいの区はどちらですか

	全体	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区
%	100.0%	7.8%	3.1%	6.8%	7.3%	6.6%	3.3%	3.6%	4.7%
回答者数	940	73	29	64	69	62	31	34	44
	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	無回答
%	2.8%	8.4%	5.0%	6.3%	8.3%	10.3%	8.4%	6.9%	0.4%
回答者数	26	79	47	59	78	97	79	65	4